

## 別記

### 建築物における給水施設の維持管理要領の一部改正について

#### 1 改正内容

- (1) 別表2について、20の項から51の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに20の項としてペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）に係る基準値（0.00005mg/L以下）を追加する。

#### 2 改正理由

- (1) 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）が令和8年4月1日から施行され、同省令の表について、20の項から51の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに20の項として「PFOS及びPFOA」に係る基準値（0.00005mg/L以下）を追加する改正がされたため。

#### 3 適用期日

令和8年4月1日